

◎独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校^{（以下同）}の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備え</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校^{（以下同）}の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備え</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校^{（以下同）}の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な</p>

た創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済的理由により修学に困難がある学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

二〇十 [略]

2 [略]

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資貸与金」という。）は、学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

2 学資貸与金は、無利息とする。

た創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

二〇十 [略]

2 [略]

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資貸与金」という。）は、無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）及び利息付きの学資貸与金（以下「第二種学資貸与金」という。）とする。

2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもの

人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

二〇十 [略]

2 [略]

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）とする。

2 第一種学資金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもの

3 学資貸与金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

4 機構は、学資貸与金の貸与に当たって、保証人の保証を求めてはならない。

3 ののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修

うち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修

5 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条 機構は、大学院において学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(回収の業務の方法)

第十七条 機構は、返還すべき学資貸与金に係る延滞金を賦課してはならない。

2 機構は、学資貸与金の貸与であつてその返還が割賦の方法によるものを受けた者に対し、その割賦金の返還未済額のうち返還の期限の到来していない部分の額を一括し

の修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(回収の業務の方法)

第十七条

学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資に併せて前二項の規定による第二種学資を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(回収の業務の方法)

第十七条

て返還することを請求してはならない。

3 前二項に定めるもののほか、学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(相談体制の整備)

第十七条の二 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が、学資貸与金の返還を円滑に行うことができるよう、学資貸与金の返還に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備を行うものとする。

(学資の支給)

第十七条の三 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

学資金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

2・3 [略]

(政府貸付金等)

第二十二條 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により学資貸与金の返還を免除

2・3 [略]

(学資支給金の返還)

第十七条の三

機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

(政府貸付金等)

第二十二條 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資貸与金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還

(政府貸付金等)

第二十二條 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資金の返還を免

したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第一項、第十七条第三項又は第十七条の三第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二・三 [略]

附則

(業務の特例等)

第十四条 [略]

2 [略]

を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項、第十七条又は第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二・三 [略]

附則

(業務の特例等)

第十四条 [略]

2 [略]

3 機構が第一項に規定する業務を行う場合

における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二條、第二十三條及び第三十條第二号の規定の適用については、

除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二・三 [略]

附則

(業務の特例等)

第十四条 [略]

2 [略]

3 機構が第一項に規定する業務を行う場合

における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二條、第二十三條及び第三十條第二号の規定の適用については、

第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）」と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、第二十二條第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）」及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金」とあるのは「第十五条第三項若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四条第二項の規定に

第十七条中「学資金」とあるのは「学資金（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）」と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、第二十二條第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）」及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条」とあるのは「第十五条第三項、第十六条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項」とする。

よりなおその効力を有することとされる旧
育英会法第二十三条第三項の規定により第
「種字資金」とする。